

令和2年8月伊奈町農業委員会総会議事録

令和2年8月25日（火）

議 事 録

会 議 名 令和2年8月 伊奈町農業委員会総会
招集月日 令和2年8月25日(火)
開会時刻 午前10時10分
閉会時刻 午前11時15分
招集場所 伊奈町上下水道庁舎 2階 第1会議室
応招委員(農業委員)

小林 久夫 加藤 泰三 白幡 武悟 齋藤 誠一
齋藤 勝明 秋山 英章 高山 貢一 青木 久眞
大塚 俊雄 蓮見 紳一 戸井田武夫

応招委員(農地利用最適化推進委員)

渡辺 久夫 細田 光一 大島 久雄 加藤 幹夫
中村 仁

計 16 名

欠席委員(農業委員) なし
(農地用最適化推進委員) なし

議事録署名 小林 久夫 加藤 泰三

事務局職員 秋山局長、岡野局長補佐、川田係長、工藤主任

会議経過及び結果

(事務局長)

定刻となりましたので、只今から令和2年8月の農業委員会総会を開催いたします。本日の総会出席者は11名で、農業委員全員であります。伊奈町農業委員会会議規則第6条の規定により会議が成立いたしますことをご報告いたします。

また、農地利用最適化推進委員さんにつきましても、全員出席いただいております。

開会前に、先月の総会で委嘱が決まりました5名の農地利用最適化推進委員さんに戸井田会長より委嘱書を交付いたします。

名前を呼ばれた推進委員さんは前にお越し願います。

(戸井田武夫会長から順に交付)

(事務局長)

ありがとうございました。

それでは、本日は農業委員さん、農地利用最適化推進委員さん全員での顔合わせは初めてとなりますので、ここで各委員から自己紹介をお願いしたいと存じます。お手元にお配りしました農業委員会名簿をご覧ください。

初めに農業委員さんからお願いします。戸井田会長から順番に担当地区と合わせて一言ずつあいさつをお願いいたします。

(戸井田会長から11名が終了したら)

次に農地利用最適化推進委員さんです。渡辺委員から順番に担当地区と合わせて一言ずつあいさつをお願いいたします。

(渡辺委員から5名が終了したら)

(事務局長)

ありがとうございました。

ここで事務局職員の紹介をさせていただきます。

(職員自己紹介)

これにて委嘱書の交付と自己紹介を終わります。

引き続き、総会に移りたいと思います。

高山代理、開会のごあいさつをお願いいたします。

(高山会長代理より開会のあいさつ)

(10:10開会)

議長

ただいまから、令和2年8月の農業委員会総会を開会します。

本日の議事録署名委員につきましては、小林久夫委員、加藤泰三委員を指名しますので、よろしく申し上げます。

はじめに、第1号議案 農地法第5条の規定による許可申請審議を行います。番号14番を議題といたします。

事務局から議案の朗読と内容の説明をお願いします。事務局。

事務局

第1号議案番号14番について議案書1ページにある土地の表示、申請人住所・氏名及び申請事由等説明。

それでは事前にお配りいたしました「第1号議案番号14番関係資料」をご覧ください。

本案件は、賃貸アパート暮らしの〇〇〇〇さんが売買により土地を取得し、自己用住宅を建築する事業計画になります。

資料1ページは申請書になります。

続いて2ページ目は申請地の案内図になります。〇〇〇〇〇〇〇の〇〇〇近くの〇〇〇〇〇〇の脇の道を〇〇〇〇〇〇〇へ抜けている道沿いにある申請地と示した農地になります。

資料3ページは理由書となっております。理由書に記載されておりますが、現在事業計画者は〇〇〇〇〇〇〇にある賃貸アパートに子供1人の3人で住んでおりますが、子供の成長に伴い手狭になったため、本申請地に自己用住宅の建築を計画したとのことです。

資料4ページ、5ページは土地の全部事項証明書。

資料6ページは公図の写し

資料7ページから10ページは土地利用計画図、建物の図面になります。

資料11ページから13ページは資金調達計画書、見積書、金融機関からの事前審査の結果になります。

資料14ページは現在住んでいるアパートの賃貸借契約書の写し。

資料15ページは、事業計画者家族の住民票。

資料16ページから18ページは事業計画者と譲渡人の印鑑証明書。

資料19ページ、20ページは不動産と所有していない証明書。

資料 21 ページは農振除外証明書。

資料 22 ページから 24 ページは委任状になります。

それでは、申請地における立地基準と一般基準につきまして順次ご説明いたします。

まず、立地基準といたしましては、申請の土地は第 3 種農地に区分されます。第 3 種農地に当てはまる要件といたしましては、「申請に係る農地からおおむね 300 m 以内に鉄道の駅が存在すること」となっております。

申請地はニューシャトルの〇〇〇から約 200 m の距離にあり、この要件を満たしております。よって第 3 種農地の転用は、立地基準におきましては、許可することができるとされております。

次に一般基準ですが、こちらは事業実施の確実性と周辺農地に対する被害防除について検討していただくものです。

法定記載・法定添付書類等を確認したところ、特に問題となる事項は見当たりませんでした。本案件につきまして、開発担当課にも確認をいたしました。既に申請を受け農地転用許可日と同日付けで許可見込みであるとの回答をいただいております。

立地基準・一般基準ともに許可の条件を備えておりますので、農地転用はやむを得ないものと思われま。

農地法第 5 条の規定による許可申請につきまして、許可相当との意見をそえて知事宛送付してよろしいかご審議願います。

また、不許可相当及び許可の条件を付して送付する場合、その内容につきましてご審議願います。事務局からの説明は以上でございます。

議長

担当地区委員の蓮見伸一委員さんから、補足説明等ありましたらお願いします。

蓮見伸一委員

先日の土曜日に現地を確認しました。説明のありましたとおり〇〇〇〇があった脇の道からは道が狭くて、車は軽トラックがやっと通れるくらいですので、〇〇〇〇〇〇〇から回って入るようなところです。現地は草が生えていましたが、地権者に確認したところ一度草は刈っているとのことでした。両地権者に農地転用の話を聞いたところ内容に間違いはないとのことでした。

議長

担当地区推進委員の補足説明は省略いたします。

それではほかの農業委員さん、推進委員さんからご意見、ご質疑等がありましたら発言をお願いします。

ご意見並びにご質疑がありませんので、これより採決をします。申請のとおり可決・決定することに賛成の方は挙手願います。

各委員

挙手「全員」

議長

挙手全員です。よって、14 番については、申請のとおり可決・決定しました。

続きまして、会務報告及び許可状況報告を事務局長から申し上げます。

秋山局長よろしく申し上げます。

秋山事務局長

○会務報告

○農地転用許可状況・届出状況

議長

ありがとうございました。続きまして、事務局から事務連絡をお願いします。

事務局

配付物の確認について

- ・活動記録セット（推進委員）5人分
- ・業務必携（推進委員）5人分
- ・農地利用最適化推進マニュアル（推進委員）5人分
 - ① 主な年間予定について
 - ② 当該年度農業委員会総会開催日予定表
 - ③ 慶弔関係について
 - ④ 積立金について
 - ⑤ 農業新聞購読について
 - ⑥ 印鑑持参（毎回）について
 - ⑦ クールビズの実施（終了時期未定）について
- ・農地パトロールについて

議長

ただいまの報告並びに事務連絡につきまして、質疑等何かありますか。

続きまして、次回の総会の日程につきまして、ご協議をお願いします。

9月25日金曜日役場3階全員協議会室午前10時00分で調整をお願いします。

各委員

「はい」の声あり

以上で、本日の議事は終了しました。これをもちまして、閉会とします。

（閉会 午前11時15分）

上記会議の顛末を記載し、その内容に相違ないことをここに署名する

令和2年8月25日

会 長

署名委員

署名委員
